

委託契約書（案）

長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、令和5年度「くらしふとカンファレンス（仮）」企画運営業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 令和5年度「くらしふとカンファレンス（仮）」企画運営業務

(2) 業務の内容 令和5年度「くらしふとカンファレンス（仮）」企画運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約の日から令和6年3月22日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする

（契約保証金を免除する場合）

契約保証金は〇〇〇〇円とし、財務規則第143条第3号の規定によりその納付は免除する。
ただし、受託者がこの契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、この契約に定めるほか、仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 受託者は、委託業務完了後、第3条の履行期間内に委託業務完了報告書（任意様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前払金を委託者に請求することができるものとする。

- 2 委託者は、前項の規定により、受託者から適法な支払請求書（任意様式）を受領したときは、その日から14日以内に前払金を支払うものとする。
- 3 受託者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 4 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 5 委託者は、受託者が第3項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(関係書類の整備保存等)

第10条 受託者は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、関係帳簿等を整備しなければならない。

- 2 前項の書類等は、委託事業の終了した日に属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれかに遅い日までの間、保存しておかななければならない。
- 3 受託者は、第1項の書類を委託者の求めに応じて提出しなければならない。
- 4 前項に規定する書類の作成、提出に係る経費は受託者が負担するものとする。

(危険負担)

第11条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を補修し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第13条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第14条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第15条 委託者は、必要であると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合。
- (3) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第17条 受託者は、その責に帰すべき理由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は完了報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第12条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条 受託者は、第16条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第19条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第20条 受託者及び第14条ただし書きの規定により再委託を受け、又は請け負った者（以下「受託者等」という。）は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第21条 受託者等は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

2 受託者等は、委託業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、「個人情報取扱注意事項」（別紙1）を遵守しなければならない。

(特定個人情報の保護)

第22条 受託者は、委託業務を処理するにあたって、特定個人情報を取り扱う際には、「特定個人情報取扱特記事項」（別紙2）を遵守しなければならない。

(著作権)

第23条 この契約により生じる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は委託者に帰属するものとする。

2 前項にかかわらず受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、委託者は、受託者がそれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。この場合、委託者はかかる権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。ただし、委託者は受託者の承諾を得ない限り、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは担保権の目的としてはならない。

3 受託者は、第1項により委託者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員又は受託者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作権人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

4 受託者は成果品につき、第三者の著作権を侵害した場合、その第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。この場合において、委託者の指示につき委託者に過失があるときは、委託者は、その過失の割合に応じた負担をしなければならない。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

委託者 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿部 守一 印

受託者

印

(別紙1)

個人情報取扱注意事項

- 第1 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 第2 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者等は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 受託者等は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 受託者等は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、委託者に通知しなければならない。
- 2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。
- 第5 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。
- 2 受託者等は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。
- 3 受託者等は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。
- 第7 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第8 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後すみやかに委託者に返還又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第9 委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者等の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は受託者等に対して報告を求めることができる。
- 第10 受託者等は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- 第11 委託者は、受託者等が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、委託者と受託者等と協議の上、別に定める。

(別紙2)

特定個人情報取扱特記事項

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された特定個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

第3 受託者は、特定個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

第4 受託者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第5 受託者は、本委託業務に係る特定個人情報の保護について必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う特定個人情報が不要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに特定個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

第7 受託者は、この契約による業務を行うため、特定個人情報を取り扱う場合には、特定個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された特定個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

第9 受託者は、本委託業務を第三者に委託する場合（以下「再委託」という。）は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

(3) 再委託を行う業務の内容

(4) 再委託の相手方において取り扱う特定個人情報

(5) 再委託の相手方に求める特定個人情報の保護措置の内容

(6) 再委託の相手方の監督方法

2 受託者は、前項の規定により再委託を行った場合に、再委託の相手方が更に委託を行う場合（以下「再々委託」という。）には、業務の着手前に受託者の承諾を得よう、再委託の相手方に対して義務付けなくてはならない。

- 3 受託者は、前項の承諾を行う場合には、再々委託について第1項各号に掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。
- 4 前2項の規定は、再々委託の相手方が更に委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 受託者は、再委託及びそれ以降の契約の内容にかかわらず、再委託の相手方及びそれ以降の事業者が受託した業務において、当該事業者の特定個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。

第10 受託者は、委託者から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第11 委託者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して、監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達成するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなくてはならない。
- 3 受託者は、再委託を行う場合に、再委託の相手方に対して、委託者が監査又は調査を行うことができることとしなければならない。
- 4 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約についても同様とする。
- 5 委託者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、受託者以外の業務に携わる各事業者が必要な措置を講じているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなくてはならない。

第12 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。